

c)色彩

- 外壁の大部分を占める色彩（ベースカラー）は、マンセル表色系による明度 8 以上・彩度 2 以下とすること。
- デザインのアクセントとして、外壁にベースカラーの範囲外の色彩を用いる場合は、以下の基準を満たすこと。

地域区分	使用できる面積	使用できる場所
商業・幹線沿道地域	外壁各面の 10%以下	遠方からの眺望に影響の少ない下層部（概ね高さ 10m 以下）
海岸周辺地域	外壁各面の 10%以下	
暮らし場地域	外壁各面の 5%以下	

基準のねらい

色彩は、建築物そのものの印象や周辺の景観に大きな影響を与えます。例えば、派手な色彩の建築物が多いと、街並みとして賑やかな反面、うるさく落ち着きません。また、極端に暗い色彩の建築物は、光が強く明るい沖縄では圧迫感を持って目立ってしまいます。

そのため、良好な景観の形成を図る上では、違和感のある色使いを抑え、統一感や秩序を保つことが求められます。

具体的に遵守・配慮していただく内容の例

- JIS（日本工業規格）に採用されている色の尺度「マンセル表色系」を用いて、色彩を計画してください。 ⇒図表 8
- 建築物外壁の大部分を占める色彩（ベースカラー）は、高明度・低彩度の色彩としてください。 ⇒図表 9
図表 10
図表 11
- なお、「無着色である木材、石材、漆喰、コンクリート、ガラス、金属等の素材」によって仕上げる部分は、ベースカラーに含めます。
- 外壁に、高明度・低彩度（ベースカラー）以外の色彩を使用する場合は、地域毎に設定された「使用できる面積及び色のルール」を守ってください。 ⇒図表 9
- 色の使用面積は各立面ごと、鉛直投影面積で算出します（表面積ではありません）。 ⇒図表 12
- より良い景観を形成するため、外壁では、沖縄で最も馴染みのある土石・木材の色相をできる限り使用しましょう。背景や周辺の色彩に類似させることも考えましょう。 ⇒図表 13
- 屋根の色彩についても、できる限り同様の色相を選び、極端な低明度や高彩度は避けましょう。
- 屋外広告物の色彩については、審査対象外ですが、建築物や周辺の景観との調和に十分配慮してください。例えば、ベースカラー（文字やマーク等以外の色）は、高彩度の使用をできる限り避けましょう（暖色系：10 以下、その他：8 以下を目安）。

[図表 8 マンセル表色系の内容]

マンセル表色系…
 「色相^{しきそう}」、「明度^{めいど}」、「彩度^{さいど}」という3つの属性の組み合わせによって1つの色彩を表現

色相
 赤、青、黄等の色味。10の色名の頭文字と10段階の数字を組み合わせて表示 (例: 赤系は5R、10R)

明度
 明るさ。数字が大きいほど明るく、白に近づく
 (高明度: およそ8以上、低明度: およそ3以下)

彩度
 鮮やかさ。数字が大きいほど鮮やかで色味が強い。ゼロは無彩色という
 (色相により異なるが、高彩度: およそ7以上、低彩度: およそ2以下)

[図表 9 建築物の色彩の構成とそれぞれの使用可能な面積]

ベースカラー (基調色)

- ・外壁の大部分を占める色 (面積 70%以上) を指す。
- ・高明度・低彩度とは、マンセル値で明度 8 以上彩度 2 以下にあたる。いわゆる淡い色であり、明度 8 以上の無彩色 (白~明るいグレー) も含む。

◆ベースカラーの上手な使い方

- ・土石や木材等の自然素材に近い色は、沖縄のまちなみの色彩として馴染みがあり、また豊かな緑ともよく合います。積極的に活用しましょう。(図表 13)
- ・背景や周辺の色彩との調和も考えましょう。

アクセントカラー

- ・デザインのアクセントとして使う色で、高彩度または極端に低明度な色彩を指す。(マンセル値では概ね彩度 10 以上または明度 2 以下の色彩)
- ・使用可能な面積は、外壁各面の 5% 以下 (暮らし場地域) 又は 10% 以下 (商業・幹線沿道地域、海岸周辺区域)。

◆アクセントカラーの上手な使い方

- ・アクセントカラーは使用する面積を抑え、効果的に活用します。
- ・使用する位置は、人の目線に近い低層部が基本です。ただし、当該建築物のデザイン上必要な場合、都市景観への影響に配慮した上で上層部に展開することを妨げないものとします。

補助色

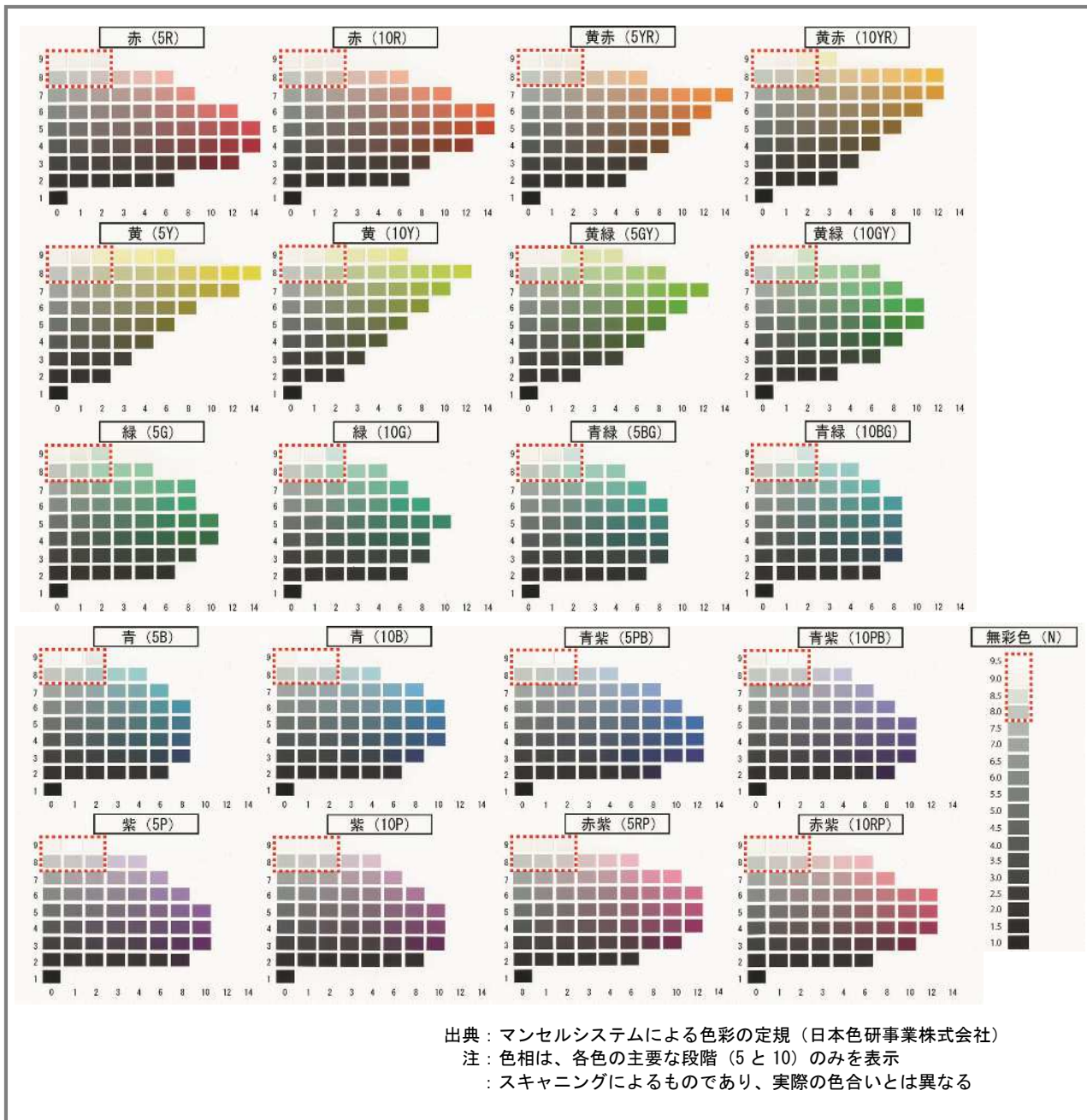
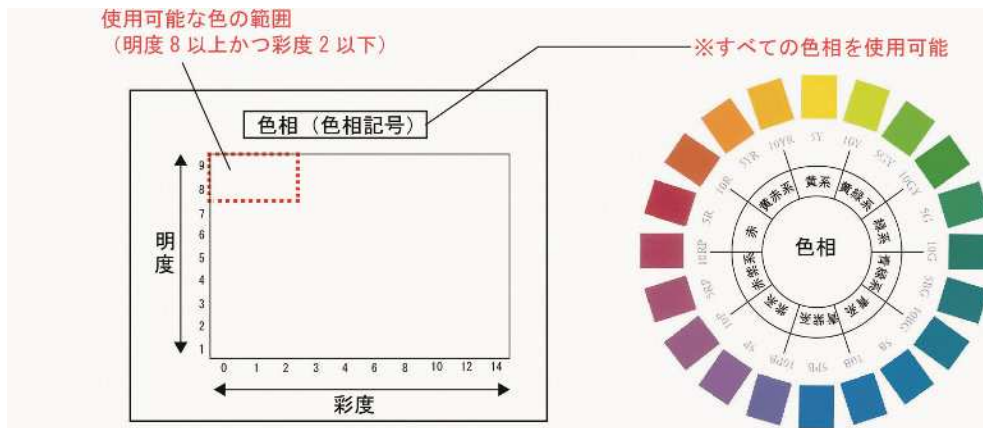
- ・ベースカラーに取り合わせ、配色デザインにリズムを与える色を指す。
- ・使用面積は、外壁各面の 30% 以下※とする。

※アクセントカラーを用いた場合は、その面積を合算する。

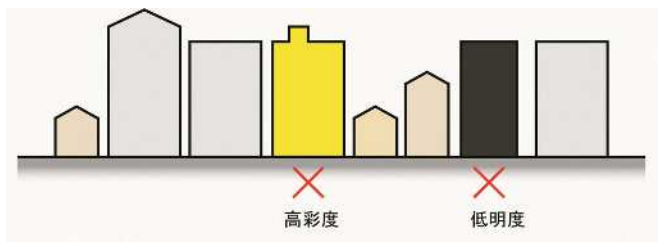
◆補助色の上手な使い方

- ・補助色は建築物のイメージや表情を伝えるのに有効です。地域の景観形成方針を踏まえつつ、色を組み合わせます。
- ・重い(暗い)色の、高い位置での使用や大面積での使用は、周囲に圧迫感を与えがちです。都市景観への影響にも配慮した配色デザインとしましょう。

[図表 10 外壁のベースカラーとして使用可能な色の範囲]



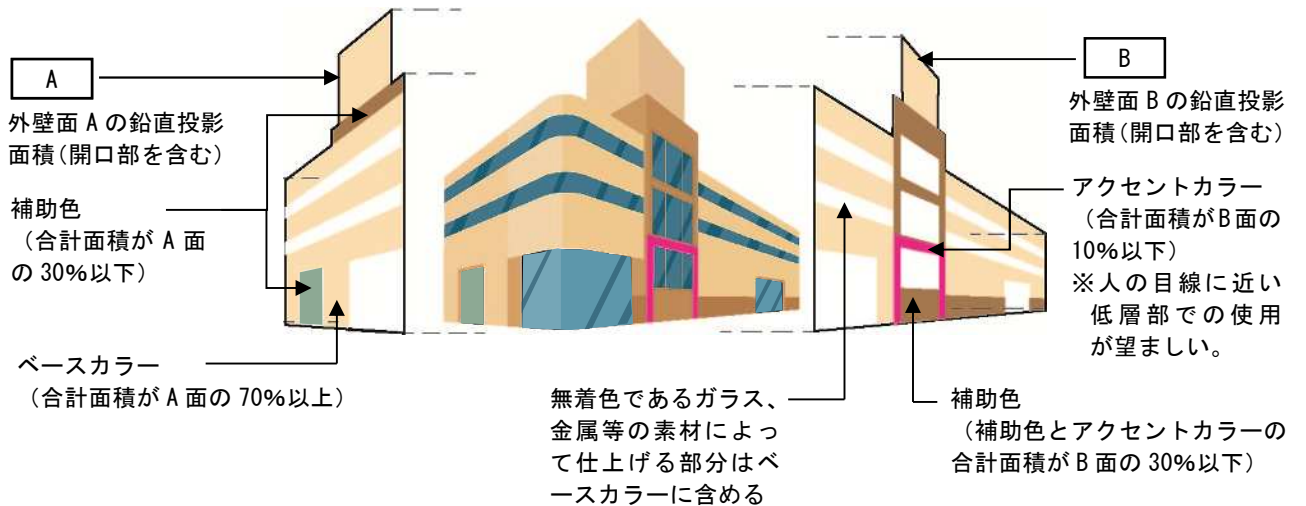
[図表 11 ベースカラーとして不適切な色]



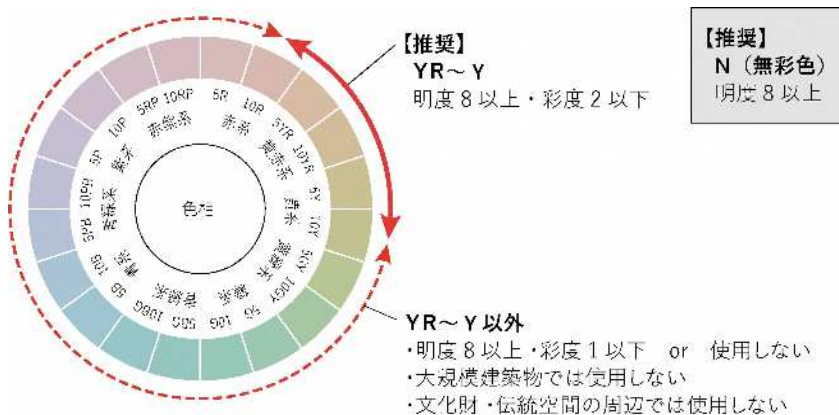
図のように高彩度色、低明度色を大面積で使用すると、まち並み景観を乱す要因となります。そのため、このような色はベースカラーとすることはできません。

[図表 12 色彩の面積規定]

例「商業・幹線沿道地域」内の建築物の場合



[図表 13 外壁のベースカラーとして推奨する色相]



ベースカラーとして使用できる範囲は図表 10 のように幅広いのですが、長年私たちが建造物の色としてなじんできたのは、石や木などの素材色に近い茶系の色です。したがって、マンセルカラーシステムで YR～Y と表わされる範囲の色相を推奨します。

d)緑化

●以下の基準により緑化を行うこと。

地域区分	緑化面積	樹木本数
商業・幹線沿道地域	敷地面積の5%以上	緑化面積 20 m ² あたり、中高木となる樹木を1本以上
海岸周辺地域	敷地面積の15%以上	
暮らし場地域	敷地面積の10%以上	
延べ面積 1,500 m ² 超の宿泊施設および商業施設	上記に5%を上乗せ	

基準のねらい

緑は、地域に潤いと安らぎを与えるとともに、景観の魅力を高める重要な要素です。特に、宜野湾市のような建築物が立ち並ぶ市街地では、人工的で無味乾燥な景観になりがちであるため、緑の果たす役割は非常に大きなものがあります。

そのため、敷地毎の緑化を積極的に行うことが求められます。また、景観的效果を十分に発揮するためには、単に平面的に緑の量を確保するだけでなく、立体的な緑の確保も望まれます。

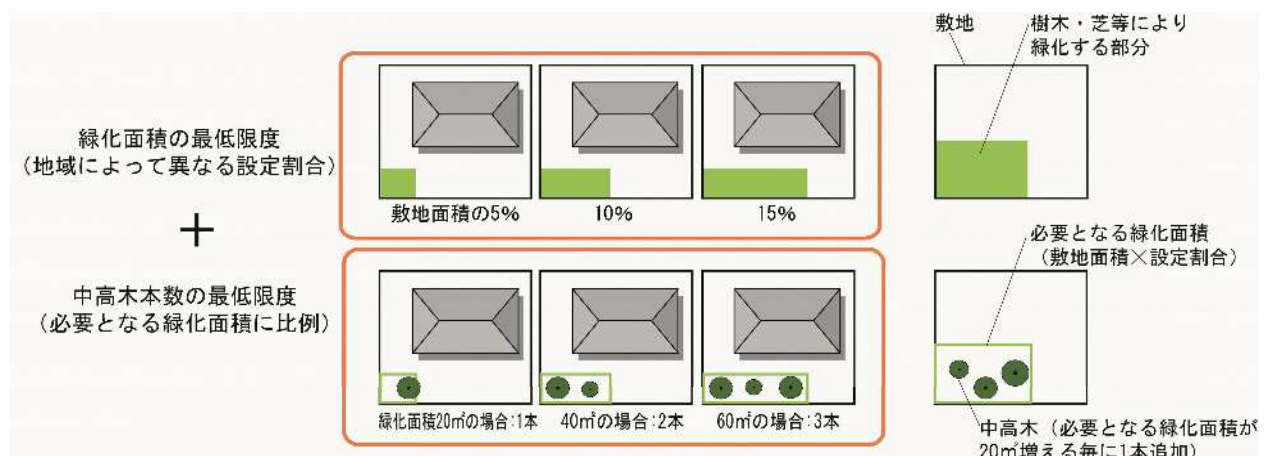
具体的に遵守・配慮していただく内容の例

＜ポイント：平面的な緑、立体的な緑を創出し、緑豊かな街並みを形成する＞

- ・地域毎に設定された「緑化面積の割合の最低限度」と「中高木本数の最低限度」を同時に満たす、植栽計画としてください。
- ・まちの風景をみどり豊かにしていくために効果的な、沿道の緑化に努めましょう。

⇒図表 14

[図表 14 緑化面積の最低限度と中高木本数の最低限度]



【緑化面積・樹木本数の算出方法】

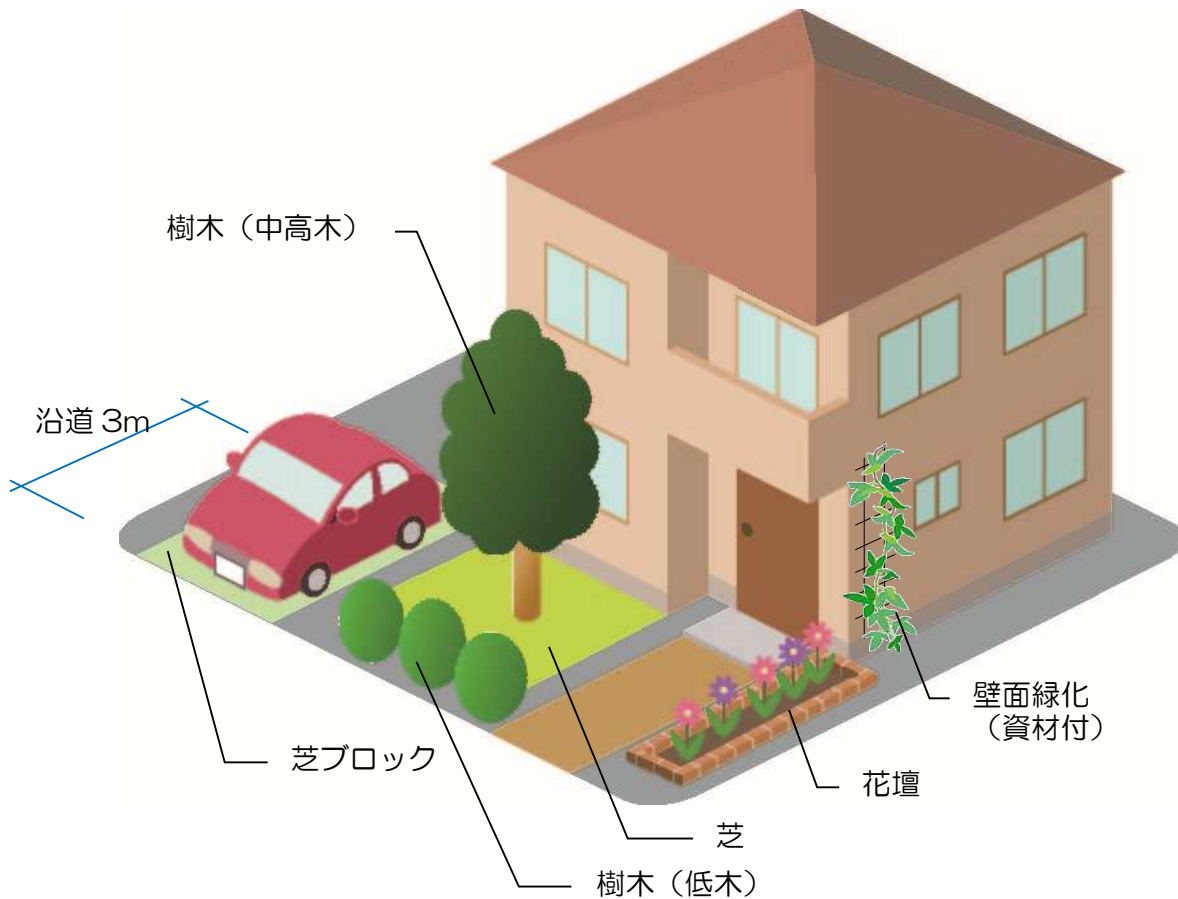
(1) 緑化面積

- ・緑化面積は、「地面上の緑化（土地に定着した樹木等）」と「建築物上の緑化（壁面緑化等）」を対象とし、水平投影面積（壁面緑化では垂直投影面積）により算定してください。なお、プランター等の移動が容易なものについては、緑化面積に算入することはできません。
- ・樹木の水平投影面積は、平面上の緑化面積と重なっていても重ねて計上できます。
- ・道路境界線から3mの範囲では、緑化面積を2倍で計上することができます。

①緑化面積に算入できるもの

区分	具体的な種類
樹木	高木、中木、低木
芝・花壇等	芝生、花壇、生垣、家庭菜園、駐車場の芝ブロック等
可動式植栽基盤	プランター、コンテナ、鉢類 ※100ℓ以上で容易に動かせないものに限る
建築物上の緑化	壁面緑化、屋上緑化、その他工作物(垣、柵、擁壁等)の緑化
水流、池など	水流、池 ※樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているもの

【図表 15 緑化面積に算入できるもの】

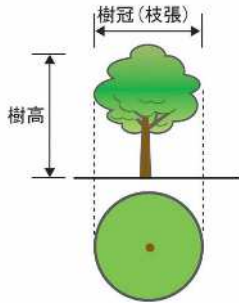


②「樹木」緑化面積の算定方法

ア～ウのいずれかの方法により算定します。同一敷地内で複数の方法を用いることも可能です。

[図表 16 樹木の緑化面積の算定]

ア. 樹冠の水平投影面積

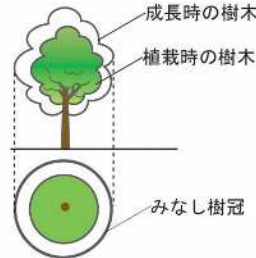


- ・植栽時の枝張の半径 2 乗 × 円周率により算定
- ・枝張に長短がある場合、枝張は、最小幅と最大幅の平均値とする
- ・比較的大きな既存樹木を利用する場合に有効

※ア. イ. の留意点

- ・他の緑化面積との重複計上が可能
- ・敷地外にはみでる部分は計上可能

イ. みなし樹冠の水平投影面積



- ・植栽時の樹高に応じたみなし樹冠の半径 2 乗 × 円周率により算定

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
1m以上 2.5m未満	1.1m
2.5m以上 4m未満	1.6m
4m以上	2.1m

※ヤシ類、低木等、上記によりがたい場合は、樹種に応じた成長時の枝張を想定して算定することができる

ウ. 植栽基盤の水平投影面積

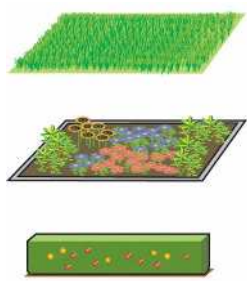
- ・植栽基盤(専ら緑化のために区画した土地)上で、複数の樹木が偏りなく密な状態で植栽されている場合、当該区域がすべて樹冠でおおわれていなくても植栽基盤の水平投影面積を緑化面積とすることが可能

③「芝・花壇等」「可動式植栽基盤」

の緑化面積の算定方法

緑化空間として区切られた施設の水平投影面積で算定します。

[図表 17 芝・花壇等の緑化面積の算定]



芝その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積による

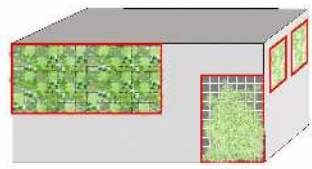
草花等が生育する植栽基盤の水平投影面積による

生垣の延長×幅により算定(水平投影面積)

④「建築物上の緑化」の緑化面積算定方法

緑化面の面積で算定します。植物でおおわれると見込まれる緑化補助資材の面積も含めます。

[図表 18 壁面の緑化面積の算定]



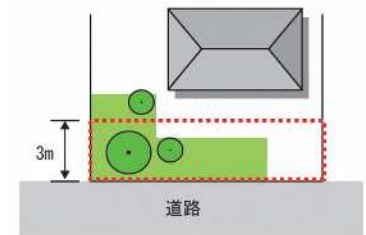
垂直壁面の場合、鉛直投影面積による

屋上や傾斜壁面の場合、水平投影面積による

⑤沿道側3m以内の緑化に関する特例

沿道側3m以内の緑については、緑化面積を「2倍」で換算することができます。

[図表 19 沿道部分の緑化面積の算定]



- ・沿道3mの範囲では、緑化面積を2倍で計上することが可能
- ・単木の場合、木の幹がこの範囲にあれば、樹冠面積の全体を2倍で計上することが可能

(2) 樹木本数

- ・緑化面積 20 m²あたり、中高木となる樹木を1本以上確保します。(緑化面積が 20 m²未満の場合も1本以上植えてください。)
- ・生垣に低木を用いる場合、20本で中高木1本に相当するとみなすことができます。
- ・沿道部分(道路境界から3m区間)にある樹木本数は2倍で換算することができます。
- ・中高木とは、将来樹高が2m程度以上となる樹木とします。「花木類栽培マニュアル(沖縄県)」「新・緑化樹木のしおり(沖縄県造園建設業協会)」で規定されている中木・高木も目安にしてください。

[図表 20 中高木本数の算入対象]

対象となる樹木	本数の算定
中高木(将来樹高が2m以上になるものなど)	本数
生垣(低木で構成)	低木20本で中高木1本に相当するものとみなす

[図表 21 中高木として扱う樹木の例]

区分	名称
高木	アカバナハカマノキ、イッペイ、オオバナサルスベリ、カエンボク、キンコウボク、ギンコウボク、コガネノウゼン、サガリバナ、タイワンモクゲンジ、デイゴ、トックリキワタ、ナンバンサイカチ、ヒカンザクラ、ピンクテコマ、フイリソシンカ、ホウオウボク アカメガシワ、アカテツ、アカギ、アコウ、イジュ、イスノキ、イヌビワ、イヌマキ、インドゴムノキ、インドボダイジュ、ウバメガシ、エゴノキ、オオハマボウ、オオバアカテツ、オオバギ、オオバナソシンカ、オオバナサルスベリ、オオバユウカリ、オキナワキョウチクトウ、カイズカイブキ、カエンボク、カクレミノ、カシワバゴムノキ、カマバアカシア、カユブテ、ガジュマル、キダチベニノウゼン、キワタノキ、クスノキ、クロヨナ、クログネモチ、クワノハエノキ、コガネノウゼン、ゴールデンシャワー、コバテイシ、コバノナンヨウスギ、サガリバナ、サキシマハマボウ、サルスベリ、サンゴシトウ、サンゴジュ、シウンボク、シタン、シダレブラシノキ、シノブノキ、シマグワ、シマサルスベリ、シマトネリコ、センダン、ソウシジュ、タイワンモクゲンジ、タブノキ、テリハボク、デイゴ、トウネズミモチ、トックリキワタ、ナギ、ナンキンハゼ、ハスノハギリ、ハテルマギリ、ハマベドウ、ハマイヌビワ、ハンノキ、パンノキ、バンジロウ、ヒカンザクラ、ヒメユズリハ、ビルマネム、ヒラミレモン、フウ、フクギ、フィッカスハワイ、ベンガルボダイジュ、ベンジャミナ、ホウオウボク、ホルトノキ、マテバシイ、マルバデイゴ、マルバチシャノキ、マンゴー、ムラサキソシンカ、モクダチバナ、モクマオウ、モッコク、モチノキ、ヤエヤマネムノキ、ヤブツバキ、ヤブツバキ、ヤマモモ、ユーカリフトモモ、リュウキュウガキ、リュウキュウコクタン、リュウキュウハリギリ、リュウキュウマツ
中木	アリノキ、オオゴチョウ、オオベニゴウカン、キンレイジュ、クチナシ、サイハイデイゴ、サキシマフヨウ、サルスベリ、シダレハナマキ、テイキンザクラ、ピンクボール、プルメリア類、モクセンナ、ヤブツバキ アデク、インドソケイ、オウゴチョウ、オウベニゴウカン、キバナキョウチクトウ、キョウチクトウ、キンレイジュ、コノテガシワ、ゴンズイサンユウカ、ショウジョウボク、セイロンマンリョウ、テイキンザクラ、テマリシヨウジョウボク、テンニンカ、ネズミモチ、ヒギリ、ピタンガ、フヨウ、ベニノキ、マキバブラシノキ、マサキ、ムクゲ、モンパノキ、モクセンナ、リュウキュウハギ

注：上各段は「花木類栽培マニュアル(沖縄県)」、下段は「新・緑化樹木のしおり(沖縄県造園建設業協会)」での掲載樹木

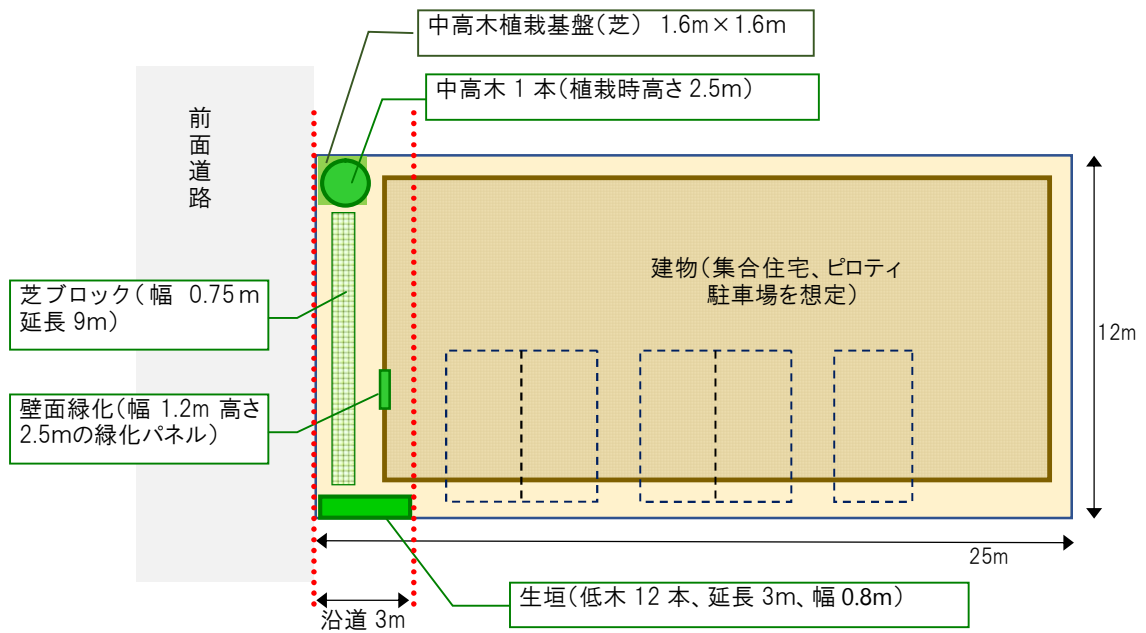
(3) 緑化面積・中高木本数の算定例

[図表 22 緑化面積の計算例]

例 敷地面積 300 m²、海岸周辺地域(緑化面積の設定割合: 15%以上)の場合

- 緑化面積の最低限度 : 45 m² 300 m² × 15% = 45 m²
- 中高木本数の最低限度 : 3 本 45 m² ÷ 20 m² = 2.25 → 3 (小数点以下は切り上げ)

・ 建ぺい率 80%、容積率 400% とし、集合住宅を想定した際の緑化モデル



植栽種類	緑化面積の算定	中高木本数の算定
中高木緑化	・ (1.6 × 1.6 × 3.14) m ² × 1 本 × 沿道 2 倍 = 16.08 m ²	・ 中高木 1 本 × 沿道 2 倍 = 2 本
中高木植栽基盤	・ (1.6 × 1.6) m ² × 沿道 2 倍 = 5.12 m ²	
生垣緑化	・ (0.8 × 3) m ² × 沿道 2 倍 = 4.8 m ²	・ 低木 12 本 × 沿道 2 倍 ÷ 20 = 1.2 → 中高木 1 本に相当
芝ブロック舗装	・ (0.75 × 9) m ² × 沿道 2 倍 = 13.5 m ²	
壁面緑化	・ (1.2 × 2.5) × 沿道 2 倍 = 6.0 m ²	
合計	45.5 m ² > 最低限度 (45 m ²)	3 本 ≥ 最低限度 (3 本)